

- 建設キャリアアップシステムを広く普及させていくためには、既に建設業に従事している技能者の経験についても評価を行い、技能レベルを付与していくことが重要。一方、こうした技能者が積み重ねてきたこれまでの経験年数や職長・班長経験は、システムに蓄積されていない。

【対応策】

- システム利用開始前の経験は、所属事業者等による経歴証明により証明された経験を評価。
 - システム利用開始以後も、証明された経験に、システムに蓄積された経験を加えて評価。
 - 経歴証明の提出は、平成36年3月までとする。
 - 一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、原則として、建設業に関する資格の取得年月日等(システムに登録された情報)とする。
 - また、システム普及の観点から、経歴証明の終点は、平成36年3月31日までの間で別途国土交通省において定める(これ以降の経験は、システムに蓄積された情報を評価)。
- ※職長・班長としての経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ)。

